

第四章 郡制廃止 税制改正と

地方行政

第一節 郡役所廃止前後の行財政問題

三〇 橘樹郡町村長会における郡長演説

大正十三年一月十四日

於町村長会議

郡長演説

大震災後客年十月十六日ノ会同ニ所見ヲ披瀝シ並ニ町村財政其他復興ニ付各般ニ涉リ相共ニ適応ノ策ヲ講セリ本日亦茲ニ各位ノ会同ヲ煩ハシ救護事務ノ整理並ニ震災善後ノ処置ニ関シ協議ヲ遂クル事ヲ得タルハ誠ニ欣幸トスル所ナリ

震災被害ノ熾烈凄慘ヲ極メタルコト誠ニ痛嘆ニ堪ヘサルナリ殊ニ本県下御滞留中ノ宮殿下御四方ノ御遭難遊ハサル、ニ至リタルハ恐懼措ク能ハサルトコロナリ此ノ時ニ際シ畏クモ

聖上陛下ニ於カセラレテハ深く御軫念アラセラレ優渥ナル御沙汰ヲ賜ハリ内帑ノ資金尅千万円ヲ下シ賜ヒ内本県ニ二百五十一万余円其内十一万九百八円ヲ本郡ニ頒賜セラレタリ

皇后陛下 摂政宮殿下ニハ畏レ多クモ特ニ本県下横浜或ハ横須賀ニ行啓アラセラレ親シク罹災地及罹災者救護ノ狀況ヲ御視察遊ハサレ傷病者ヲ御慰問アラセラル、等赤子愛撫ノ仁慈ヲ垂レサセ給フ大御心ノ厚キ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ

新年ノ初頭ニ当リ茲ニ各位ト共ニ衷心歡喜ニ堪ヘサルハ震災ノ為御延期アラセラレタル 皇太子殿下ノ御婚儀力愈々来ル二十六日御奉行アラセラル、コトナリ

殿下ノ御婚儀ニ対シテハ國民ノ齊シク奉祝ノ誠意ヲ捧クヘク地方公共団体等ニ於テ行ハル、記念事業ノ如キモ永遠不朽ノ性質ヲ有スルモノニシテ且質実ヲ旨ト為スヘキコト予テ指示セル所ノ如ク其ノ趣旨ヲ軋シテ施設宜シキヲ制セラレムコトヲ望ム

震災直後政府ニ於テハ夙ニ公安ノ維持、秩序ノ恢復物資ノ供給等ニ付臨機ノ処置ヲ講セラレ小官マタ上司ノ指揮ノ下ニ各位ト共ニ鋭意罹災者ノ救護及災害当面ノ措置ニ関シ最善ノ努力ヲ致シ此間各方面ノ援助ト俟テ幸ニ大過ナキヲ得漸次復興ノ緒ニ着ケルハ同慶ノ至リナリ然レトモ災害善後ノ対策ニ至リテハ被害甚大ナルト種々ノ事情ノ為往々予期ニ反スル事アリ成績ノ期待ニ伴ハサル憾アルハ誠ニ遺憾トスルトコロナリ今後一層各位ノ協力ニ依リ之カ善後策ニ付遺憾ナカラムコトヲ期ス

近時社会ノ人心漸ク緊張ヲ闕キ風紀弛緩シ節制ヲ失ヒ安逸ヲ求メムトスルノ風アルハ有識者ノ齊シク痛感スル所ニシテ震災後特ニ民心ノ荒怠ヲ来シ思想上亦幾多ノ悪因ヲ醸生スル感アルハ寒心ニ堪ヘサルナリ客年十一月十日民風作興ニ関スル 詔書ヲ拜スルニ至リ洵ニ感激恐懼措ク能ハサル所ナリ 詔書ノ御趣旨ヲ奉行スル事ニ付テハ既ニ内閣告諭ヲ以テ一般ニ望マル、所アリ此ノ未曾有ノ災禍ニ際会シテ罹災者ハ素ヨリ一般民自ラ深ク反省スルトコロアリタリト認ムルニ依リ此ノ期ヲ一転機トシ頽風ヲ一掃シ綱紀ノ肅正ニ努メ人心ヲ作興シテ浮華放縱ヲ斥ケ質実剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ帰シ公德ヲ重シ秩序ヲ愛シ責任ヲ重シ節約ヲ尚ヒ義勇奉公ノ精神ヲ明ニシ以テ民風ヲ作興シ国運ノ振張ヲ期セサルヘカラス之カ爲官公職ニ在ル者ハ中央地方ノ別ナク特ニ規律節制アル態度ヲ執リ身ヲ持スル端嚴且廉潔ニシテ部下吏員ノ監督ヲ嚴ニシ其ノ賞罰ヲ明ニシ以テ相共ニ官公紀ヲ振肅シテ風紀ノ一新ヲ期セサルヘカラス尚之ト同時ニ国本培養ノ根柢タル教育ノ振興ヲ図ルハ今日ノ場合特ニ緊切ノ事項ニ属スルヲ以テ速カニ復興計画ヲ進メ智徳ノ並進ト人格ノ養成トニ効シ国民精神ノ振作ニ勉メサルヘカラス教授教育ノ方面ニ付テハ不日小学校校長ヲ会シ之レカ方策ヲ講セントス各各位ハ校舎校具ノ設備ニ深甚ノ注意ヲ払ヒ内容ノ充実ヲ期シ少費多効ノ実ヲ舉

ケラレムコトヲ望ム

本郡ノ産業ハ各位ノ不断ノ努力ト当業者ノ拮据經營ニ依リ逐年進展シ將ニ一段ノ進運ヲ觀ムトスルニ當リ突如大震火災ニ逢会シ多年努力經營ノ成果ハ一朝ニシテ殆ト根底ヨリ破壊セララル、ニ至リタルハ痛恨措ク能ハサル所ナリ之カ復旧ニ付テハ固ヨリ当業者ノ奮起ニ俟タサルヘカラスト雖之ヲ指導激励シテ捲土重来ノ勇氣ヲ鼓舞シ助勢ヲ与フルハ此ノ際特ニ緊要トスルトコロナリ各位ハ茲ニ深慮ヲ回ラシ各種ノ施設ヲ講シ此ノ災厄ヲ善用シ単ニ産業ノ旧態ヲ恢復スルヲ以テ足レリトセス進テ産業界ニ於ケル積年ノ弊風ヲ打破シ所謂更始一新以テ其ノ組織ヲ改善シ經營ノ基礎ヲ確立セシムル等格段ノ努力ヲ致シ速ニ部内産業ノ復興ヲ図リ軋禍為福ノ実績ヲ挙ケラレムコトヲ望ム

地方財政ノ整理緊縮ニ関シテハ常ニ各位ノ尽力セラレツ、アル所ナルニ拘ラス年々膨脹ノ趨勢ヲ示セリ之畢竟時代ノ進運ニ伴フ施設ノ必要差シ措キ難キモノアルニ因ルナラムモ現下ノ財政状態ハ整理節約ヲ断行セサルヘカラスノ時ニ當リ偶々過般ノ大震災ニ逢ヒ町村ノ歳入ニ著シキ欠陥ヲ生スルニ至リタルト共ニ一面震災応急並復旧ノ事業ニ要スル經費ハ頗ル巨額ヲ要スル見込ニシテ之カ欠陥財源ノ補填ニ関シテハ一々国庫ノ融資ニ俟ツノ外ナキヲ以テ来ル大正十三

年度予算編成ニ当リテハ大ニ整理緊縮ヲ斷行シ計數上ニ於テモ明ニ整理節約ノ実ヲ挙クル様格段ノ留意アラムコトヲ望ム

復旧復興ノ事業ニ要スル経費ハ公私ヲ通シテ其ノ額莫大ナレハ町村ノ臨時費ハ一時ニ多大ノ膨脹ヲ免レス從テ其ノ經理ニ付厳正周到ナル注意ヲ要スルコト固ヨリ言フ俟タス之ヲ先蹤ニ徴スルニ災害復旧等ニ関シ會計ノ紊乱不正事件ノ發生等幾多失体ヲ暴露シタルコト他ノ地方ニ其事例尠シトセス各位ハ能ク這裡ノ消息ニ留意シ常ニ適切周到ナル注意ト監視ヲ加ヘ遺策ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

以上ハ唯現下ノ事情ニ鑑ミ主要ト認ムル事項二三ニ付開陳シタル其ノ他ノ細目ニ至リテハ別ニ項ヲ分チテ指示スル所アルヘキニ依リ時局ノ重大ニ鑑ミ此ノ難局ニ善処スルノ方策ヲ愆ラサラムコトヲ望ム

(「大綱村会郡指示 其ノ他ノ件書類」(大正一三年) 飯田助丸氏藏)

三二 橘樹郡大綱村の行政指導(一九)

(一)

農業動力利用奨励ニ関スル件

改良農具ノ利用奨励ニ関シテハ各位ノ尽力ニ依リ漸次利用普及ノ氣運ニ向ヒツ、アルハ欣フヘキ現象トス而シテ目下同農具運轉ノ動力トシテ使用セラレツ、アルハ殆ト石油發動機ニ限ラル、カ如キ状態

ナルモ本県ノ地勢水利ノ状況等ニ鑑ミ農村所在ノ小水力ニ依ル動力特ニ其ノ電気動力ノ利用ヲ図リ又地方ニ依リ動力用耕耘機ヲ利用スルハ農業勞力ノ節約農産物生産費ノ軽減ハ勿論小作問題ノ緩和上特ニ緊要ナルコト、認ムルヲ以テ此ノ方面ノ施設奨励ニ関シテモ今後十分留意セラレタシ

(二)

市場ノ整理統一ニ関スル件

中央卸売市場法ノ制定ニ徴スルモ各種ノ市場ハ情勢ノ進歩ト共ニ爾後益社会必須ノ重要機関タルニ至ルハ明ナル所ナリトス唯之カ局ニ当ルモノ各種市場ノ旧来ノ關係ト時代ノ要求トヲ兩々考慮シテ之ニ臨ムニ非サレハ或ハ紛擾ニ或ハ無用ノ競争ヲ惹起シ延テハ物価ノ高騰ヲ促スニ至ルヘシ各位ハ宜シク茲ニ留意シ益之カ改善整理統一ヲ期シ市場ヲシテ充分其ノ機能ヲ發揮セシムルニ努メラレタシ

(三)

物価ノ調査報告ニ関スル件

物価ノ騰貴ヲ最モ自然ニ又最モ合理的ニ抑制スルコトハ極メテ重要ナルコトナルト共ニ之カ研究調査ハ生活必需品ノ需給ノ状態乃至國際貿易事情等ニモ直接影響スル所大ナルモノアルハ夙ニ各位ノ熟知

セラ、処ナリ而モ各都区ニ於ケル調査報告ハ動モスレハ或ハ遅延シ或ハ未了ニ終ルヲ免レサルモノアリテニ累ヲ全般ニ及ホスヲ常トス仍テ毎月之カ調査報告ヲ励行セラレタシ

(四)

度量衡第一種取締ニ関スル件

度量衡器並計量第一種取締ニ於テ告示セラレタル日時ニ器物ノ提出ヲ怠ル者多数アリ右ハ違反行為ナルノミナラス取締事務ノ円滑ヲ阻害スルヲ以テ特ニ器物使用者ニ注意セラレヘシ

(五)

伝染病予防ニ関スル件

伝染病予防ノ方法トシテハ衛生知識ノ涵養患者ノ早期発見隔離消毒予防治射等種々アルヘシト雖就中患者ノ隔離ハ最モ必要ニシテ現下各町村病院中破損甚タシキモノ又ハ町村ニ之カ設備ヲ欠キ自宅治療ノ止ムナキモノアルハ甚遺憾ニ付相当施設方考慮セラレタシ

(六)

〔朱書〕 青年団体学校等ニ於ケル出版物ニ関スル件

近来地方青年団体及小学校ニ於テ各種出版物ヲ発行スル者増加ノ傾

向アリ右発行ニ際シテ活版ニ依ルト謄写版ニ依ルトヲ問ハス総テ其ノ内容如何ニ依リ或ハ出版法ニ或ハ新聞紙法ノ適用ヲ受ケ届出納本ヲ要スルモノナルニ付其ノ趣旨ヲ一般ニ達シ之カ手續ヲ怠ラサル様努メラレタシ

(七)

〔朱書〕 官庁以外ヨリ地方状況問合ニ関スル件

官庁以外ヨリ地方状況其ノ他ノ照会アリタル場合ニ於テ其ノ目的社会主義運動其ノ他ノ利用ニ在リト認メラル、トキハ問合文ヲ添付シ速ニ報告セラレタシ

(八)

協議事項

勤儉貯蓄奨励ニ関スル件

- 一 産業組合法ニ依リ信用組合設立ヲ奨励スルコト
- 二 郵便規約貯金ヲ奨励スルコト
- 三 勤儉貯蓄組合ノ設立ヲ奨励スルコト
- 四 町村ニ勤儉貯蓄奨励規程ヲ設クルコト
- 五 戸口異動夥キ町村ニ於テハ業体ニ依ル貯蓄組合ノ設立ヲ奨励スルコト

ルコト

何町〔村〕勤儉貯蓄奨励規程案

第一条 勤儉貯蓄ヲ奨励スル為本規程ニ依リ毎年度予算ノ範囲内ニ於テ奨励金ヲ交付ス

第二条 奨励金ハ左ニ掲クル者ニ本規程ニ定ムル方法ニ依リ之ヲ交付ス

一 毎月五十錢以上又ハ一ケ年三回以上ニ六円以上貯金スル者一ケ年トハ一月ヨリ十二月迄トス

一 前号貯金ハ信用組合、郵便規約貯金、勤儉貯蓄組合ノ貯金者トス

第三条 奨励金ハ一等五四円二等四円三等三円四等二円五等一元ノ五種トシ抽籤法ニ依リ之ヲ交付ス

第四条 奨励金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ毎年一月三十一日迄ニ貯金通帳ヲ本町〔村〕役場ノ検閲ヲ受ケ抽籤番号券ヲ受クルモノトス

第五条 抽籤番号券ハ毎年第二条第一号ノ貯金者ニ一個宛ヲ交付ス

但払戻ヲナシタル年ニハ之ヲ交付セス

第六条 役場ニハ毎年抽籤番号券簿ヲ備ヘ氏名貯金額番号ヲ記入シ番号券卜割印シ之ヲ交付スルモノトス

第七条 奨励金交付ノ抽籤ハ毎年二月之ヲ行フ其日時及奨励金各等ノ数ハ抽籤執行十日前ニ之ヲ告示ス

第八条 前条抽籤ノ際ハ町村制第六十九条ニ依リ臨時委員何名ヲ設ケ貯金者立会ノ上町村長之ヲ行フ

勤儉貯蓄組合規約標準

第一条 本組合ハ組合員ノ資力ヲ増シ其ノ福利ヲ進ムル為平素業務ニ精勵シ儉素ヲ旨トシ貯蓄ヲ実行シ兼テ堅実ナル民風ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ何町〔村〕ヲ以テ其ノ区域トシ何町〔村〕勤儉貯蓄組合ト稱シ其ノ事務所ヲ何所ニ置ク

第三条 本組合員ハ何町〔村〕ニ居住スルモノニ限ル

第四条 組合員死亡シタルトキハ相続人ハ当然組合員トナリ被相続人ノ有スル権利義務ヲ承継ス

第五条 組合員他ノ町〔村〕ニ転住シ又ハ不得已事由等ニ依リ脱退セムトスルトキハ組合長ニ届ケ出ツヘキモノトス

第六条 組合員ハ毎月金何錢以上ヲ貯金スルノ義務アルモノトス

第七条 組合員ハ左ニ掲クル事由ニ依リ貯金ノ払戻ヲ必要トスル場合ハ組合長ノ承認ヲ經テ之カ払戻ヲ請求スルコトヲ得

一 本人又ハ同居親族ノ災害若ハ疾病

二 同居親族ノ死亡

三 其ノ他評議員会ニ於テ相当ノ理由アリト認メタルトキ

第八条 組合員ノ貯金ハ郵便貯金規則ニ依ル規約貯金ト為シ其払戻

及組合脱退ニ関シ郵便官署ノ公認ヲ受クルモノトス 但シ組合員ハ其ノ貯金ヲ郵便貯金規則ニ依ル据置貯金ト為スコトヲ得

郵便貯金ヲ不使トスルトキハ信用組合ノ貯蓄預金ト為スコトヲ得
第九条 組合員ハ何時ニテモ自己ノ貯金通帳ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第十条 組合員ハ左ノ各号ヲ遵守スヘキモノトス

一 各自其ノ業務ニ精勵シ遊惰ヲ相戒ムルコト

二 余暇ヲ利用シ各種ノ副業ヲ営ムコト

三 驕奢ヲ避ケ儉素ヲ旨トシ冗費ヲ省クコト

第十一条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 組合長 一人

一 副組合長 一人

一 理事 若干人

一 幹事 受持区ヲ定メ毎区ニ一人ヲ置ク

組合長副組合長ハ總會ニ於テ選挙ス

理事及幹事ハ評議員会ニ於テ選挙ス但シ最初ノ選挙ハ總會ニ於テ之ヲ行フ

役員ノ任期ハ二年トシ嗣員ヲ生シタルトキハ直ニ補闕選挙ヲ行フ

役員ハ名誉職トス

第十二条 本組合ハ第一条ノ目的ヲ助成スル為貯金奨励規程ヲ別ニ設ク

第十三条 評議員会ノ決議ニ依リ組合員又ハ組合員ニ非ラサル者ニ貯金奨励委員ヲ囑託スルコトヲ得

貯金奨励委員ニハ評議員ノ決議ニ依リ相当ノ報酬ヲ為スコトヲ得
第十四条 組合長ハ組合ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理シ役員ヲ指揮スルノ外左ノ職務ヲ掌ル

一 組合員ニ対シ本規約ノ実行ヲ督勵スルコト

二 評議員会、總會ヲ招集開閉シ及其ノ会ノ議長トナリ議事ノ整理決議録ノ調整ヲ為スコト

三 組合事務ノ状況及組合ノ収支決算ヲ毎年一回總會ニ報告スルコト

四 組合員名簿ヲ保管スルコト

五 貯金台帳ヲ備ヘ預ケ入及払戻ニ関スル事項ヲ記載スルコト

六 幹事ノ保管ニ係ル貯金通帳ヲ檢閲スルコト

第十五条 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十六条 理事ハ組合長ヲ補佐シテ規約実行ノ督勵ヲ為シ及組合ノ

庶務ニ従事ス

第十七条 幹事ハ其ノ受持区内ニ於テ左ノ職務ヲ行フ

一 組合員ヲシテ規約ノ条項ヲ実行セシメ其ノ成績ヲ毎月組合長

ニ報告スルコト

二 組合員ノ貯金ヲ取纏メ及其預ケ入ヲ為シ通帳ヲ保管スルコト

三 組合員ノ貯金通帳ヲ毎年一回郵便官署ニ差出し利子記入及検

閲ヲ受クルコト

第十八条 幹事ニ於テ取纏タル貯金ハ各組合員ノ名ヲ以テ三日以内

ニ之ヲ郵便局又ハ信用組合ヘ預ケ入ルヘシ 但シ郵便局長ト協議

ノ上郵便吏員ノ派出又ハ集配人取集ノ方法ニ依リ預ケ入ヲナスコ

トヲ得

前項預ケ入ノ金額及貯金者ノ氏名ハ其ノ都度遅滞ナク組合長ニ報

告スルモノトス

第十九条 組合長又ハ副組合長ハ貯金ノ払戻ヲ承認シタルトキ其ノ

払戻ニ関シ郵便官署ニ差出スヘキ受領証又ハ請求書ニ証印ヲ為ス

モノトス

組合長又ハ副組合長ニ於テ組合脱退ヲ証明スルトキハ其ノ証明書

ヲ脱退者ニ交付シ之ヲ郵便官署ニ差出サシムルモノトス

前二項ノ書類ニ捺捺スヘキ組合長副組合長ノ印章ハ予メ郵便官署

ニ届置クコトヲ要ス

第二十条 組合ノ会議ハ評議員会及總會ノ二トス

評議員会ハ役員及貯金奨励員ヲ以テ組織シ組合長ニ於テ必要ナリ

ト認ムルトキ及評議員三人以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク

總會ハ毎年一回之ヲ開ク 但シ総組合員三分ノ一以上ノ請求アル

トキ又ハ組合長若クハ評議員会ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨

時ニ之ヲ開ク

組合ト或ル組合トノ関係ニ付議決ヲ為ス場合ニ於テハ組合員ハ表

決権ヲ有セス

第二十一条 評議員会ハ左ノ事項ヲ議決ス

一 組合規約実行ノ方法ニ関スルコト

二 組合規約ニ定メアル場合ノ外組合員ノ脱退承認ニ関スルコト

三 違約ノ処分ニ関スルコト

四 組合長ノ特ニ諮問シタル事項

五 天災事変等ノ為總會ヲ開クコト能ハサルトキ總會ニ代テ議決

ヲ為スコト

第二十二条 總會ハ左ノ事項ヲ議決ス

一 幹事受持区ノ設定変更

二 組合規約ノ変更

三 組合収支決算ノ承認

四 組合解散ノ場合ニ於ケル財産ノ処分方法總合ハ特ニ検査委員

ヲ選任シ組合事務ノ調査報告ヲ為サシムルコトヲ得

第二十三条 總會ハ総組合員ノ半数以上出席シ其ノ過半数ヲ以テ之

ヲ決ス評議員會ノ議決モ亦之ニ準ス

第二十四条 總會ノ議長代理者共ニ故障アルトキハ臨時ニ組合員中

ヨリ仮議長ヲ選舉ス評議員會ノ議長代理者故障アル場合モ亦之ニ

準ス

第二十五条 組合ノ經費ハ寄付補助其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツル

外組合員各自ノ負担トス

第二十六条 幹事ハ貯金又貯金通帳ノ保管ニ関シテ不可抗力ニ依ル

ノ外其ノ賠償ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十七条 組合員ニシテ本規約ヲ遵守セサルトキハ違約金ヲ徴シ

又ハ除名スルコトアルヘシ

第二十八条 本組合ノ存続期間ハ大正何年何月何日ヨリ何年トス

但シ總會ノ決議ニ依リ組合ヲ継続スルコトヲ得

第二十九条 本組合ニ加入シタルトキハ組合員名簿ニ加入ノ年月日

及其ノ住所氏名ヲ記載スルモノトス

〔大字又ハ部落ノ貯金規約ハ之ニ倣フコト〕

貯金奨励規程

第一条 勤儉貯蓄組合員ハ其ノ成績ニ依リ左ノ通り奨励ス

一 一ケ年以上規約ノ貯金ヲ毎月間断ナク預入タルモノハ其氏名

ヲ町〔村〕内ニ掲示ス

二 二ケ年以上規約ノ貯金ヲ毎月間断ナク預入タルモノハ左ノ方

法ニ依リ奨励金ヲ交付ス

奨励金ヲ受クル者百人ニ対シ何円何人何円何人何人ノ割合

ヲ以テ抽籤ニ依リ之ヲ決定ス

三 五ケ年以上規約ノ貯金ヲ毎月間断ナク預入タルモノハ左ノ方

法ニ依リ奨励金ヲ交付ス

奨励金ヲ受クル者百人ニ対シ何円何人何円何人何人ノ割合

ヲ以テ抽籤ニ依リ之ヲ決定ス

四 十ケ年以上〔以下同シ〕

前項ニ依ル奨励金ハ本人ノ預金通帳ニ記入ノ上交付ス預入ノ回

数一ケ年ヲ通シ十ヶ月以上三亘リ規約ノ貯金額〔十二ヶ月分〕

ヲ預入タルモノハ特ニ本抽籤ニ加フルコトヲ得

第二条 前条ノ抽籤ハ該当者ノ氏名ヲ抽籤箱ニ入レ良ク混同シ十歳

以下ノ児童ヲシテ抽籤セシメ最初ノ抽籤ヨリ順次等級ヲ決定ス

第三条 前条抽籤ノ際ハ評議員町〔村〕長警察官及以上ニ関係ナキ

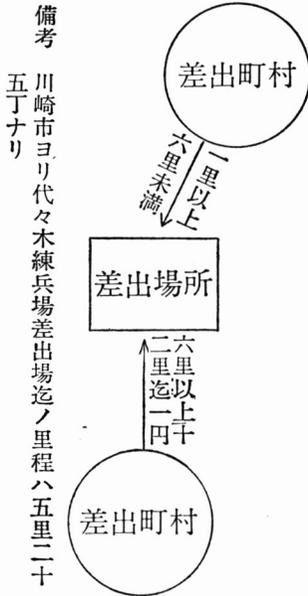
抽籤権利者五人以上ノ立会ヲ求メ執行スルモノトス

〔秘密〕
徵発区ヨリ差出場ニ至ル輸送費ニ関スル件

徵発令第三十条ニ依リ徵発区ニテ負担スヘキ輸送費ハ郡制廃止ト共ニ各町村ニ適宜賦課徵収スルコトトナリタルニ依リ左記ノ方法ニ依リ徵収セントス

左記

一 総額ヲ二分シ其ノ半額ヲ各町村ニ平等ニ賦課シ他ノ半額ヲ馬匹及物件数ニ応シ徵収ス



備考 川崎市ヨリ代々木練兵場差出場迄ノ里程ハ五里二十

五丁ナリ

〔大綱村会議関係書類〕(大正一三年) 飯田助丸氏蔵

三三 神奈川県町村長会大正十四年度会務報告

大正十四年度会務報告

神奈川県町村長会

神奈川県町村長会々務報告〔大正十四正総会以後〕

県奨励金下付

大正十四年四月廿三日日本県知事ニ対シ大正十四年度奨励金下付ノ申請ヲ為シ同年五月二日付神奈川県指令第一、五八二号ヲ以テ金八百円ヲ交付セラルヘキ旨許可セラレ同月九日現金ヲ受領シタリ

第六回通常総会

大正十四年五月三日三浦郡逗子町逗子尋常高等小学校講堂ニ於テ第六回通常総会ヲ開ク出席者総数八十三名其ノ内訳左ノ如シ

久良岐郡	二名	橘樹郡	七名
都筑郡	三名	三浦郡	十一名
鎌倉郡	十三名	高座郡	十四名
中郡	七名	足柄上郡	六名
足柄下郡	六名	愛甲郡	七名
津久井郡	七名		

来賓ノ主ナル者神奈川県内務部長市村慶三安藤神奈川県地方課長全
国町村長会参事上野他七郎同主事福井清通県会議員新倉豊吉中野甲
子太郎小山定吉加藤幾兵衛遠藤三浦伊藤鎌倉遊佐久良岐各郡長福田
葉山警察署長等ニシテ午前十一時十分金子会長開会ヲ宣シ 詔書捧
読終リテ知事ノ訓示〔内務部長代読〕 遠藤三浦郡長ノ祝詞並迎歓演
説アリ大正十三年度本会々務報告〔印刷物配付〕ヲ為シ統一テ議事
ニ入ルヘキ旨ヲ告ク

此ノ時三浦郡町村長会長金谷運吉氏ヨリ緊急動議アリト呼ヒテ

一 来ル五月十日 銀婚式挙行アラセラル、ニ付本会ヨリ賀表ヲ

捧呈スルノ件

ヲ提示シ且ツ賀表ノ起草並捧呈ノ方法ニ付テハ総テ会長ニ一任シタ
キ旨ヲ付説シ満場ノ賛成ヲ求メ全員総起立ニヨリテ本件ヲ可決シ正
午休憩

午後一時再開別項ノ宣言及郡町村長会等提出事項五件ヲ可決シ次ニ
安藤地方課長ヨリ町村併合ニ関スル注意震災復旧事業促進並起債及
町村会計事務ノ整理ニ関スル希望開陳アリ午後一時五十分議事ヲ終
ル

宣言

行政及財政ヲ整理シ事務ノ簡捷並冗費ノ節約ヲ図ルハ勿論更ニ進シ

テ税制ノ整理ヲ断行シ国民負担ノ均衡ヲ保持シ且町村ニ対スル確実
恒久的ノ財源ヲ与ヘ中央集権ノ弊ヲ矯メテ地方分権ノ実ヲ示スハ現
下ノ国状ニ照シ我カ国政上速ニ改善ヲ要スヘキ事項ナリト認メ曩ニ
本会並各府県町村長会及全国町村長会ニ於テ屢々之ヲ声明シ政府ニ
建言シタル所ニシテ就中義務教育費国库負担金ノ増額、町村自治監
督制度ノ改正、地租及營業稅ノ地方移讓等ノ如キ最急速ニ之ヲ實現
セラルヘキモノナルニ拘ラス今尚之カ解決ヲ見ルニ至ラサルハ甚タ
遺憾ニ堪ヘサル所ナリ依テ本会ハ更ニ町村財政ノ基礎ヲ確立シ国民
教育ノ徹底ヲ図リ町村及町村長ノ權限ヲ擴張シテ一層自治ノ機能ヲ
發揮セシメ国運ノ振興ニ資セムカ為爰ニ重ねテ其ノ主張ヲ表明シ左
記三項ノ實現ニ付テハ一意目的ノ貫徹ニ向ツテ邁進セムコトヲ期ス
大正十四年五月三日 神奈川県町村長会

記

- 一 大正十五年度ヨリ必ス義務教育費国库負担金貳千万円以上ヲ更
ニ増額スル事
- 二 大正十五年度ヨリ郡役所ヲ廃止シ町村長ノ權限ヲ擴張スル事
- 三 速ニ税制ノ整理ヲ断行シ地租及營業稅ハ総テ之ヲ地方ノ財源ニ

移讓スル事

決議事項

一 全国各町村長ノ管理スル役場学校伝染病院隔離病舎等ノ營造物

ニ対スル相互保険ノ業務ヲ施行シ得ル様全国町村長会ニ於テ攻究方ノ件
鎌倉郡 大正村長提出

理由 口頭説明

二 農村救済振興策トシテ政府ニ於テ左記二項ノ実現ヲ図ラレタキ

旨意見書提出ノ件

高座郡 大沢村長提出

一 主要ナル肥料ヲ政府ノ専売トセラレタキ事

二 米麦及生糸ノ価格カ該生産費ヨリ低落スル場合ハ政府ハ相當

ノ方法ヲ講シ買上其他調節ヲ計ラレタキ事

理由 口頭説明

三 郡役所廃止後ニ於テハ町村ノ併合ヲ全国的ニ促進方ノ件

都筑郡 町村長会提出

理由 口頭説明

四 県庁町村役場間ニ直通電話ヲ架設セラレタキ件

都筑愛甲三浦郡町村長会提出

理由 輓近町村役場事務ノ劇増ハ益々其ノ処理ヲシテ敏活

ナラシムルノ要アルノミナラス郡役所廃止ノ実現ヲ

見ルニ於テハ県庁町村役場直接ノ用務等頗ル増加ス

ヘキヲ以テ各町村役場ニ特ニ電話ノ架設アラムコト

ヲ望ム

五 明治三十四年二月神奈川県令第七号小学校令及小学校令施行規則

ニ関スル規程中改正方ノ件

理由 明治三十四年二月神奈川県令第七号小学校令及小学

校令施行規則ニ関スル規程中〔第六十三條乃至第六

十九條〕町村立小学校教員ノ任免更迭増減俸ノ場合

ニハ町村長又ハ町村学校組合管理者ノ意見ヲ聞キタ

ル上処理セラル、様法規ノ改正ヲ望ム

午後二時ヨリ役員ノ改選ヲ行フ会長副会長ノ選挙ニ付テハ詮衡ノ為

各郡一名宛ノ委員ヲ挙ケテ詮衡スルコト、為リ別室ニ於テ審議ヲ遂

ク委員ハ久良岐郡大須賀屏風浦村長愛甲郡桐生三田村五ヶ村組合長

ノ外全部各幹事トシ詮衡ノ結果左記ノ者ヲ推薦シタル旨詮衡委員ヨ

リ報告シ満場ノ同意ヲ得決定シ正副会長ヨリ各就任ノ挨拶アリタリ

会長 高座郡藤沢町長 金子 角之助〔再選〕

副会長 愛甲郡厚木町長 後藤 宗七〔新選〕

同 中郡城島村長 菅 沼 保之輔〔同〕

尚各郡会員ノ互選ニ依ル評議員三十二名ハ左ノ通選出セラレタリ

久良岐郡 金沢村長 金子 賢次郎

橘樹郡 大綱村長 飯田 助夫

同	宮前村長	都倉義知
同	高津村長	大貫寅吉
同	鶴見町長	中西重造
都筑郡	新治村長	遠藤稲作
同	中川村長	岩崎良造
三浦郡	田浦町長	金谷運吉
同	逗子町長	小林章司
同	西浦村長	新倉豊吉
鎌倉郡	豊田村長	実方金五郎
同	大正村長	川辺勝三郎
同	村岡村長	石井政治郎
高郡座	大沢村長	安西福太郎
同	海老名村長	井上門太郎
同	茅ヶ崎町長	新田信
同	新磯村長	平片万五郎
中郡	城島村長	菅沼保之輔
同	伊勢原町長	長塚浪蔵
同	平塚町長	加藤銀蔵
同	秦野町長	佐野義職

足柄上郡 松田町長 鍵和田脩平
 同 酒田村長 遠藤好右衛門
 同 川村長 高橋熊太郎
 足柄下郡 国府津町長 長谷川弥三郎
 同 上府中村長 神野作十郎
 同 足柄村長 石川彦兵衛
 同 早川村長 国見惣三郎
 愛甲郡 厚木町長 後藤宗七
 同 三田村外五ヶ村組合長 桐生織次郎
 津久井郡 湘南村長 田野倉彦太郎
 同 日連村外一ヶ村組合長 杉本銀次郎

講師上杉慎吉博士来逗ノ時間遅レタル為其ノ間逗子実科高等女学校
 長荒井友三郎氏ニ請ヒ「三浦郡ニ於ケル史蹟」ト題シ鎌倉幕府以来
 ノ逗子町ヲ中心トセル史蹟談アリ午後三時ヨリ上杉博士ノ「町村自
 治政振興ノ要諦ト普通選挙ニ対スル準備」ニ就テ一時間半余ニ亘ル
 有益ノ講演アリ会員及一般聴講者ニ深キ感動ヲ与ヘラレタリ終テ午
 後四時半閉会セリ

付
 閉会后同町養神亭ニ於ケル町村長有志ノ懇親会アリ講師及来賓各位

ノ臨席ヲ請ヒタリ

会員ノ出席七十二名外町有志來賓合セテ百余名ニ達シ盛会ナリキ

銀婚式賀表捧呈

大正十四年五月十日宮中ニ於テ 天皇 皇后兩陛下 御結婚滿二十

五年ノ御慶典ヲ挙ケサセラル、ニ付同日午前十時本会副會長後藤宗

七及書記山田清次郎ノ兩名左ノ賀表ヲ捧持シ宮内省式部職ニ出頭滯

リナク奉呈ヲ終リ參賀名簿ニ記名退出シタリ

賀 表

神奈川県町村長會長 臣 金子角之助

誠敬誠抔恭シク

天皇 皇后 兩陛下 御結婚滿二十五年ノ御慶典ヲ奉賀シ併セテ

御寿ノ無疆ヲ祈リ奉ル臣角之助誠敬誠喜頓首頓首謹ミテ言ウス

大正十四年五月十日

神奈川県町村長會長 臣 金子角之助謹上

總會決議事項上申

大正十四年五月二十七日予テ通常總會ノ議決ヲ經タル決議事項中

二、三、四、五ノ四件実現ニ付御尽力アリタキ旨本県知事ニ上申書

ヲ提出シタリ

幹事會開會

大正十四年七月一日午後一時十五分神奈川県庁内県參事會室ニ於テ

幹事會ヲ開ク出席者金子會長外八名其ノ議決決定セル事項左ノ如シ

(一) 七月下旬北海道ニ開催ノ全国町村長會臨時大會出席代表者ノ

件

各郡交替ニ出席ノ前例ニ依リ未タ總會又ハ大會ニ出席シタルコトナ

キ愛甲足柄上津久井ノ三郡ヨリ選出スルコトニ決シ左記三名ヲ選定

シタリ

愛甲郡厚木町長 後藤 宗 七

足柄上郡酒田村長 遠藤 好右衛門

津久井郡湘南村長 田野倉 彦太郎

尚本会役員中ノ有志者金谷田浦町長金子金沢村長遠藤新治村長都會

宮前村長菅沼城島村長ヨリ個人トシテ同臨時大會ニ參会ノ希望ヲ申

出タルニ依リ此ノ機會ニ於テ本会事業ノ一タル管外優良町村視察ヲ

実行スルハ相互ノ利益ナリト認メタルニ依リ右五名ニ対シ各視察手

当金五拾円ヲ打切支給シ北海道及東北地方優良町村視察ヲ囑託スル

コトト為シタリ〔後ニ至リ右五名ハ県ヨリモ同様視察ヲ囑託セラル

、事トナリタリ」

(二) 臨時大会提出事項ノ件

今回北海道ニ臨時大会ヲ開催スルニ至リシハ全ク内地町村長ニ北海道ヲ紹介シ移民政策ノ根本的解決ニ資セムトスルモノニシテ特ニ緊急事項以外ハ議決事項ノ提出ヲ差控ユル方針ナリト謂フ依テ本会ハ審議ノ結果左ノ一件ニ止ムル事ニ決定シタリ

○道府県庁町村役場間ニ直通電話ヲ架設セラル、様其ノ筋ニ建議スルコト

理由 輓近町村役場事務ノ劇増ニ伴ヒ愈々其ノ処理ヲ敏活ナラシムルノ要アルノミナラス郡役所廃止ノ実現ヲ見ルニ於テハ道府県庁ト町村役場間直接ノ用務ノ益々増加スヘキヲ以テ国費又ハ道府県費ヲ以テ各町村役場洩ナク特設電話ヲ架設スルノ緊急必要ナル事項ト認ムルニ由ル

県外視察員派出

大正十四年七月山口県岩国町ニ於テ開催ノ中央報徳会主催地方改良講習会ニ出席セル本会幹事鎌倉郡大正村長川辺勝三郎氏ニ対シ九州及山陰地方優良町村視察ヲ囑託シタリ

新田茅ヶ崎町長帰朝

大正十四年九月三日予テ全国町村長会ヨリ自治視察員トシテ選定海外ニ派遣セラレタル吾カ高座郡茅ヶ崎町長等ノ一行午前十一時横浜入港ノサイベリヤ丸ニテ帰朝セラレタルヲ以テ本会顧問事務員評議員ノ有志等何レモ埠頭ニ之ヲ出迎ヘタリ

海外派遣員視察報告大会

大正十四年十月岐阜市ニ於テ銀婚式記念国産奨励共進会ヲ開催セララル、ヲ機トシ同県町村長会首唱ノ下ニ関西府県連合町村長大会ヲ開催シ同時ニ全国町村長会ニ於テ海外派遣自治視察員報告会ヲ開催セラル、事ト為リ本県ニ対シテモ成ルヘク多数会員ノ出席方ヲ勧誘シ来レルヲ以テ本県ハ曩ニ海外視察員ノ一人タル新田茅ヶ崎町長ヲ選出セラレタル関係モアリ旁々本県町村長会長ニシテ全国町村長会長タル金子角之助氏病氣引籠中ニテ出席不可能ノ見込ナリシヲ以テ県町村長会ヨリ代表者トシテ特ニ左ノ二名ヲ派遣スル事ニ決シ

足柄下郡国府津町長 長谷川弥三郎

高座郡新磯村長 平片 万五郎

且此ノ機会ニ於テ本会ノ事業タル近県優良町村事務視察ヲ右兩名ニ囑託シタリ

評議員会開会

大正十四年十二月二十六日午後一時半神奈川県庁内県会議場ニ於テ
 過般帰朝セル新田茅ヶ崎町長ノ外遊談ヲ聴取シ且ツ大正十五年一月
 二十五、六両日東京ニ開催セラレ、全国町村長会定期總會ニ出席セ
 シムヘキ本会代表者三名選定ノ件ニ付評議員会ヲ開キ左ノ通代表者
 ノ選定ヲ終リ新田町長ノ英独伊仏瑞典丁抹各国ニ於ケル町村自治政
 ノ概要ニ付約二時間ニ互リ有益ナル講演アリ

午後四時半ヨリ横浜市神奈川町田中家ニ於テ新田氏ノ歡迎慰勞ヲ兼
 ネ懇親会ヲ開ク出席者評議員顧問事務員合セテ三十八名ニ達シ之カ
 經費ハ特ニ神奈川県農工銀行ノ指定寄付金參百圓ヲ以テ支弁シタリ
 茲ニ記シテ同行ニ対スル謝意ヲ表ス

一 大正十五年全国町村長会定期總會出席代表者ノ件

従来各地ニ於テ開催セラレタル全国町村長会定期總會又ハ臨時大
 会出席ノ代表者ハ各郡一ト巡回出席シタルニ依リ此ノ機会ニ於
 テ今後開催ノ總會又ハ大会ニ出席スル代表者選定ノ郡順ヲ定メ置
 クヘシトノ動議出テ満場ノ同意ヲ以テ抽籤ノ結果左ノ通決定シタ
 リ

第一 足柄上郡

第二

久良岐郡

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 第三 | 三浦郡 | 第四 | 高座郡 |
| 第五 | 愛甲郡 | 第六 | 中郡 |
| 第七 | 鎌倉郡 | 第八 | 津久井郡 |
| 第九 | 足柄下郡 | 第一〇 | 橘樹郡 |
| 第一一 | 都筑郡 | | |

右ニ依リ一、二、三、ノ順位ニ依リ左記三名ヲ選定出席セシムル
 コトト為レリ

- | | |
|----------|-------|
| 足柄上郡川村長 | 高橋熊太郎 |
| 久良岐郡金沢町長 | 金子賢次郎 |
| 三浦郡逗子町長 | 小林 章司 |

幹事会開会

大正十五年三月十三日午後一時三十分神奈川県庁内県参事会室ニ於
 テ大正十五年度經費予算ノ編成及事業計画ニ関スル件及大正十五年
 通常總會開会時期及場所等ニ関スル件ニ付幹事会ヲ開ク出席者金子
 会長以下七名其ノ決定事項左ノ如シ

一 大正十五年度經費予算編成並事業計画等ノ件

1 事業ハ前年度ノ事業ヲ踏襲シ講話会費ヲ幾分増額シテ新地方
 税制及普選法関係法規町村制改正ノ趣旨等ニ関スル講演会ヲ開

催シ中央ヨリ講師ヲ聘シ実施ノ計画ヲ樹ツルコト

2 前年度繰越金少ナキ為事業踏襲ニ付不足スル財源ハ一ケ町村最下等級式田以内ノ会費ヲ増徴シ各等級之ニ応シテ相当増徴ヲ為スコトトシ収支ノ調節ヲ計ルコト

3 各郡町村長会ノ経費ヲ以テ郡ヲ単位トスル第一項ノ講演会講習会等ヲ計画セシメ郡役所廃止後ニ善処スルノ方途ヲ講スル事

二 大正十五年通常総会開催ニ関スル件

1 開会月日 大正十五年四月二十四日〔土曜日〕午前九時

2 総 会 場 高座郡藤沢町県立湘南中学校講堂

3 講演会講師 栃木県農工銀行頭取 久保市三郎氏

尚総会後同町稻毛屋ニ於テ懇親会開催ノ件ニ付協議シ前例ニ依リ各郡幹事発企人ト為リ会員ノ贊同ヲ求ムルコト及町村ニ密接ナル関係アル銀行会社ニ付指定寄付ヲ求ムル為後藤副会長金谷川辺両幹事ヲ委員ニ挙ケ交渉ノ任ニ当ラシムルコト、為リタリ

自治講習会助成

大正十四年度ニ於テ郡役所又ハ郡町村長会主催ト為リ左記講習会ヲ開催シタルニ依リ主催団体ニ対シ各金貳拾五円宛ヲ奨励金トシテ本会ヨリ之ヲ交付シタリ

一 都筑郡町村長会主催

大正十四年六月十五日ヨリ三日間

町村自治講習会

一 鎌倉郡町村長会主催

大正十四年八月十日ヨリ五日間

町村吏員自治講習会

一 橋樹郡町村長会主催

大正十四年九月一日ヨリ五日間

町村吏員事務講習会

一 愛甲郡町村長会主催

大正十四年九月十二日ヨリ五日間

自治講習会

一 足柄上郡町村長会主催

大正十五年一月末日ヨリ三日間

自治講習会

大正十五年度会費分賦徴収方法

(イ) 分賦方法

大正十四年十月一日施行第二回国勢調査ニ依リ現住人口ヲ標準トシ左ノ区分ニ依リ分賦ス

- | | | |
|-----------------|----------|-------|
| 一 人口五千未満ノモノ | 一 町村役場ニ付 | 金拾壹円 |
| 二 同 五千以上一萬未満ノモノ | 同 | 金拾五円 |
| 三 同 一萬以上二萬未満ノモノ | 同 | 金拾八円 |
| 四 同 二萬以上三萬未満ノモノ | 同 | 金貳拾四円 |

五 同 三万以上ノモノ

同

金參拾六円

(四) 徴収方法

大正十四年五月中一時ニ之ヲ徴収スルモノトス

參照

(一) 人口三万以上ノ町村 鶴見町 計一

(二) 人口三万未満ノ町村 保土ヶ谷町 田島町 鎌倉町 藤沢町

茅ヶ崎町 平塚町 小田原町 計七

(三) 人口二万未満ノ町村 田浦町 浦賀町 逗子町 三崎町 須馬

村 秦野町 足柄村 計七

(四) 人口一万未満ノ町村 金沢町 城郷村 大綱村 中原町 高津

村 稲田村 都田村 二俣川村西谷村組

合 衣笠村 葉山町 西浦村 南下浦村

小坂村玉縄村組合 戸塚町 中和田村

寒川村 海老名村 座間村 大野村〔高

座〕 綾瀬村 渋谷村 大磯町 吾妻村

大野村〔中〕 中井村 川村 酒匂村

真鶴村外二ヶ村組合 厚木町 計二九

(五) 人口五千未満ノ町村 以上(一) (二) (三) (四)以外ノ町村 計一二

四

神奈川県町村長会々則

第一条 本会ハ神奈川県町村長会ト称シ県下各町村長ヲ以テ之ヲ組

織ス

第二条 本会ハ事務所ヲ神奈川県庁内ニ置ク

第三条 本会ハ地方自治ノ開発振興ヲ図リ且會員相互ノ親睦ヲ結フ

ヲ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為總会ヲ開キ且講話其ノ他必要

ト認ムル事業ヲ行フ

第五条 本会ノ會議ハ總會及評議員会幹事会ノ三種トシ總會ハ毎年

一回評議員会及幹事会ハ必要ニ応シ随時開会ス但シ會長ニ於テ必

要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名

幹事 十一名 評議員 三十二名

第七条 會長、副會長ハ會員ノ互選トス

評議員ハ會員ノ互選ヲ以テ各郡ヨリ左ノ人員ヲ選舉ス

久良岐郡 一名 橘樹郡 四名

都筑郡 二名 三浦郡 三名

鎌倉郡 三名 高座郡 四名
 中 郡 四名 足柄上郡 三名
 足柄下郡 四名 愛甲郡 二名
 津久井郡 二名

幹事ハ評議員ノ互選トス但シ郡町村長会ノ設アル郡ニ在リテハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

第八条 會長副會長評議員ノ任期ハ二ケ年トス 但シ満期再選ヲ妨ケス

補闕ニ依リ就職シタル役員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第九条 會長ハ会務一切ヲ執掌シ會議ノ議長トナル會長事故アルトキハ副會長之ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ委託事項ヲ処理シ評議員ハ各郡ヲ代表シ本会ノ収支予算其ノ他ノ議決權ヲ行フモノトス

第十条 本会ハ全国町村長大会開催ノ場合ハ評議員会ニ於テ出席者ヲ選定ス

第十一条 本会ハ地方自治ニ特別ノ關係アル者又ハ學識經驗アル者ヲ顧問若ハ相談役ニ推薦スルコトアルヘシ

第十二条 會長ハ会務ノ都合ニ依リ事務員ヲ囑託スルコトヲ得

第十三条 本会ノ經費ハ会費寄付金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス
 第十四条 會員ハ会費トシテ毎年予算ヲ以テ定ムル金額ヲ納付スヘシ

臨時總會ノ為必要ナル經費ハ評議員会ノ議決ヲ以テ増徴スルコトアルヘシ

第十四条ノ二 郡町村長会ハ本会ト連絡ヲ計リ且本会ノ委囑ニ依リ其ノ部内ニ関スル事務ヲ補助スルモノトス

第十五条 本会則ハ總會ノ議決ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得

神奈川県町村長会旅費規定

〔大正十年四月九日議決、大正十一年四月八日改正議決〕

第一条 役員事務員囑託員会務ノ為旅行スルトキハ本規程ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二条 旅費ハ鉄道賃（通行税ヲ含ム）船賃（通行税船賃ヲ含ム）車馬賃日当宿泊料ノ五種トス

鉄道賃船賃ハ二等ノ料金ヲ車馬賃日当宿泊料ハ別表ニ掲クル定額ヲ支給ス

第三条 旅費支給方法ニ関シテハ明治四十三年六月勅令第二七四号

